

提言

人生 100 年時代の社会教育 ～ウェルビーイングと前橋モデル～

令和 7 年 6 月 2 4 日

前橋市社会教育委員会議



目次

はじめに	2
1. 提言の目的と背景	2
2. ウェルビーイングの概念と重要性	3
3. 現状分析から見えた課題	4
(1) 多様なニーズに応じた学びの機会の不足	4
(2) 地域のつながり創出による孤立防止の必要性	5
(3) 公民館を含む社会教育施設の理念・役割の再考	5
4. 提言「ウェルビーイングを高めるための具体的な施策」	6
(1) 地域の学びと実践の機会の提供	6
①生涯学習の推進	6
②個別・最適な学びの提供	6
(2) 多世代間の学び合い	7
①地域学校協働活動の充実	7
②世代をつなぐ学びの推進	7
(3) 人権意識の向上	8
①人権教育の充実	8
②社会を大切にする心の醸成	8
(4) 社会教育施設の役割強化	9
①適正な人員配置と業務の効率化	9
②学びの拠点としての機能強化	10
③前橋市立図書館新本館への期待	11
おわりに	13
資料	14
令和3年度・4年度 前橋市社会教育委員名簿	14
令和5年度・6年度 前橋市社会教育委員名簿	14
令和3年度～令和6年度 前橋市社会教育委員会議 会議日程	15

はじめに

1. 提言の目的と背景

前橋市社会教育委員会では、「誰一人取り残すことなく、すべての世代の市民が学びと協働を通してつながりあい、地域の学びを還元すること」を前橋市の社会教育のモデル「前橋モデル」として位置付け、社会教育の在り方を長年にわたり議論し、発展させてきました。これは、国が掲げる「生涯学習社会の実現」や「地域共生社会の構築」といった政策方針と軌を一にするものであり、本市の取組は全国的な動向と整合性を持ちながらも、独自の発展を遂げてきました。

令和4年度第3回社会教育委員会では、吉川教育長から委員会に対し、「人生100年時代、予測困難な時代といわれる中で、学びの形が変容しつつある現状を踏まえ、社会教育を幅広い視点から再検討し、現状と課題を的確に把握しながら、さらなる発展に向けた議論を深めてほしい」との諮問を受けました。

人生100年時代においては、一度獲得した知識や技能だけでは対応できない変化が次々と訪れるため、生涯を通じた学び直し（リカレント教育）や新たなキャリアの構築が不可欠となります。こうした状況のもとで、社会教育が果たす役割はますます重要性を増しており、単に知識を得る場としてだけではなく、変化に適応し続ける力を育む場としての機能が求められています。

令和2年度から3年度にかけての新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、社会教育の実践においても大きな転換点となりました。学校の一斉休校、公民館^{*1}・図書館の一時閉鎖、緊急事態宣言の発令など、従来の対面型の学びの機会が制限される中で、本市の社会教育は「集う」「学ぶ」「結ぶ」といった従来の機能の再構築を迫られました。しかしながら、こうした制約下においても、公民館ではオンライン講座の実施やYouTubeを活用した学習機会の提供などの柔軟な対応によって「学びを止めない」ための努力を重ね、社会教育の新たな可能性を模索し続けてきました。これらの取組は、国が掲げる「デジタル田園都市構想」や「GIGAスクール構想」とも合致し、デジタル技術を活用した学びの多様化という観点からも、先駆的であり、今後の社会教育の実践に貴重な一石を投じたといえます。

令和2年12月に策定された前橋市教育の大綱では、「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に社会を創る人」を目指す人間像としています。この大綱では、個々の感性を磨き、知識、技能、思考力、判断力、表現力などの多様な力を身につけることを重視し、それぞれの良さを伸ばし、自己肯定感を高めて主体的に生きることを奨励しています。これにより、個人の幸福感や地域社会とのつながりを強化し、協働性や利他性、多様性への理解、社会貢献意識の向上を図ることを目指しています。

その後、令和5年度から9年度を計画期間とする国の第4期教育振興基本計画が策

^{*1} 本提言で使用する「公民館」は、社会教育法に示される一般的な公民館と、前橋市公民館条例に定める市内16箇所の公民館の実態の双方を含めて扱う。

定され、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの実現」がコンセプトとして掲げられました。この基本計画は、前橋市教育の大綱と同様に、幸福感の醸成、地域におけるつながりの強化、協働性や利他性の促進、多様性への理解、社会貢献意識の向上、自己肯定感や自己実現力の育成を重要視しています。

前橋市の社会教育の方向性は、前橋市教育の大綱を基本とし、国の基本計画の考え方も踏まえながら、人生 100 年時代において長期にわたって活躍し続けるためには、主体性やリーダーシップ、創造力、課題解決能力、論理的思考力、チームワークといった多様な資質の涵養が重要だと考えています。こうした資質は、個人の成長と社会の発展にとって不可欠な要素であり、教育の現場において積極的に育成されるべきものです。こうして育まれた個々の力や個性が、社会の中での活動を通じてさらに伸長し、自信や生きる意欲、自立心などが培われることで、個の成長と社会全体の発展が相互に結びついていきます。これにより、個の成長と社会の成長の双方を重視することで、「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に社会を創る人」へと成長できるような環境づくりが進むものと考えられます。

前橋市社会教育委員会では、これまでも一貫して社会教育の充実に向けた提言を重ねてきました。平成 19 年の「地域づくりに生かす社会教育」、平成 23 年の「社会教育を推進するための人材の発掘と養成」、平成 27 年の「社会性を育む社会教育」などの提言に続き、平成 29 年の「公民館の『専門性』と『越境性』について」の提言では、個人の社会性を高めること、地域の人的資源を活用すること、住民の地域参加を促進する仕組みの構築に重点を置いてきました。さらに、令和 3 年の「新時代を拓く社会教育～若者の力を活かす前橋モデル～」では、特に若者に焦点を当て、高校生の学び、公民館と学校の連携強化など、次世代を担う人材の育成と社会教育の融合について深く議論を進めました。

本提言では、これらの蓄積を踏まえつつ、めまぐるしく変化する社会の中での、人生 100 年時代の社会教育を議論し、「前橋モデル」のさらなる発展を目指して、社会教育の現状と課題を検討してきた成果をまとめています。本提言の実現を通じて、前橋市の社会教育がより一層充実し、市民一人ひとりが学びを通じて自己実現を果たすとともに、持続可能な地域社会の形成に貢献することを強く期待します。

2. ウェルビーイングの概念と重要性

社会教育においては、個々のウェルビーイングを高めることが地域全体の活力と幸福感の醸成につながるとされています。

ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的に良好な状態が持続することを指し、個人の幸福感や健康だけでなく、社会的なつながりや自己実現、経済的安定など多岐にわたる要素を含む概念です。特に、人生 100 年時代においては、生涯にわたる学びは、個々のウェルビーイングの向上につながる重要な要素となっています。

OECD の「Learning Compass 2030」では、ウェルビーイングが教育活動の羅針盤と

して位置づけられており、持続可能な社会の創り手を育成するための重要な要素とされています。

前述の第4期教育振興基本計画では、ウェルビーイングを「身体的・精神的・社会的に良い状態」と定義し、持続的な幸福を含む概念として位置づけています。この計画では、学びを通じて個人の自己肯定感や社会的つながりを育むことが、ウェルビーイングの向上に寄与するとされています。

群馬県の教育ビジョンでも、ウェルビーイングの向上が強調されており、特に子どもたちが主体的に学び、社会的なつながりを築くことが重要視されています。このビジョンでは、エージェンシー（自ら学びをつくり、行動する力）を発揮することが、個人と社会のウェルビーイングを高める鍵とされています。

このように、ウェルビーイングと学びは相互に影響し合い、個人の成長と社会の発展に寄与することが明らかになっています。

社会教育や生涯学習は、ウェルビーイングを高めるための重要な手段であり、地域の公民館や図書館などの社会教育施設（以下、社会教育施設）は、単に学びの場としてだけではなく、住民同士が交流し、支え合う場として機能することが求められます。社会教育においては、個々のニーズに応えうる支援のあり方を工夫すること、ウェルビーイングが内包する要素を総合的に捉えることが重要です。

3. 現状分析から見えた課題

前橋市における社会教育と生涯学習の現場では、地域住民に一定の学びの機会を提供しているといえます。令和5年度公民館事業概要の実績によると、学級、諸講座数は、846件、参加者は58,028人となっております。このように、コロナ禍を経験し、公民館、コミュニティセンターでは、地域住民に対して様々な講座運営を行っていることがわかりますが、コロナ禍前である令和元年度の学級、諸講座数、参加者にはまだ追いついていないのが現状です。その理由として、公民館業務が生活様式の変化やオンライン学習の普及などがある中で、業務内容が変化しており、特に、複雑化する市民サービス業務では、正確かつ速やかな対応を求められることから、社会教育事業がつい後回しになる状況などが懸念されます。

前回の提言では、主に若者に焦点を当てた内容が提示されましたが、コロナ禍を経験した現在、人生100年時代を迎えるにあたり、全ての世代に対して柔軟で適応力のあるプログラムの充実が必要であると考えられます。人生100年時代において、予測困難な時代といわれる中で、学びの形が変容しつつある現状を踏まえ、社会教育を幅広い視点から再検討することが求められます。現状と課題を的確に把握しながら、さらなる発展に向けた議論を深めることが重要です。特に、ウェルビーイングの向上を意識した課題群に焦点を当てることで、地域住民の幸福感や健康、社会的つながり、自己実現、経済的安定など多岐にわたる実践が総合的に向上することが期待されます。

(1) 多様なニーズに応じた学びの機会の不足

多様なニーズに対応するための学びのプログラムは、需要と供給のバランスを保つ

ことが課題です。社会教育委員会では、外国にルーツを持つ住民や、多様な文化的背景を持つ住民に対する日本語教育や文化理解のプログラムの不足が指摘されており、実態としてもこれら住民が社会参加や自己実現の機会を得ることが難しくなっています。また、障がいのある人に対するバリアフリーな学びの場や、障がいに応じた学びのプログラムも不足しており、障がいのある人が学びの機会を得ることが制約されています。さらに、子育て中の親や介護を担う家族など、特定のライフステージにある住民に対する学びの機会が限定的であることも課題となっており、実態としてもこれらの住民が自己啓発や社会参加の機会を得ることが難しくなっています。特に、共働き家庭やひとり親世帯の増加により、親が子どもと過ごす時間が減少し、家庭内での学びのサポートが不足する状況がうかがえます。

(2) 地域のつながり創出による孤立防止の必要性

全国的に見ても、地域住民同士が交流し、支え合う場が不足していることが今日的な課題となっています。地域のつながりが希薄化しているため、孤立している住民が多く存在し、特に高齢者やひとり暮らしの住民、外国にルーツを持つ住民などが孤立しやすい状況にあります。

一方、地域に帰属する必要がないと考えている方々がいることも事実です。しかし、デロイトトーマツグループ「ウェルビーイングの視点から見る地域生活圏構想」では、ウェルビーイングを阻害する大きな要因として、「経済的な将来不安」と「社会的孤独・孤立」が考えられ、その向上のためには、「将来的な経済安心」と「孤独を防ぐ人々のつながり」が重要となると示されています。

社会教育が果たす役割は、幸福を感じられる人々のつながりを増やすこと、健康長寿を全うできるようにするための地域コミュニティを形成することであり、高齢者やひとり暮らしの住民、外国にルーツを持つ方、地域に帰属する必要がないと考えている方々に対して、地域とつながるきっかけを創出するための取組が求められていると考えられます。

(3) 公民館を含む社会教育施設の理念・役割の再考

公民館は、地域住民のための社会教育施設として、教育、学術、文化の普及と向上を目的としています。具体的には、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することが掲げられています。これらの理念は、地域社会の発展と住民の生活の質の向上を目指すものであり、公民館はその中心的な役割を果たしてきました。しかし、近年の社会的変化や行政の効率化の波により、公民館の理念が薄れつつあるのではないかと懸念が広がっています。特に、少子高齢化や都市化の進展、地域コミュニティの希薄化などの課題が顕在化する中で、新たな実践を具体的に検討する必要があります。

まず、公民館の理念の一つである「地域住民のための教育・文化の普及と向上」についてですが、公民館は、地域住民が集い、学び、交流する場として機能してきました。しかし、近年、国内の公民館では、地域住民のニーズが多様化し、従来の公民館のプログラムでは追いつかない状況が生じています。次に、社会教育施設としての公

民館の役割についてですが、社会教育施設は学校教育とは異なり、地域社会において生涯学習の機会を提供することを目的としています。公民館は、その中核的な施設として、地域住民が自己実現や社会参加を果たすための学びの場を提供してきました。しかし、行政の効率化等により、地域住民との心理的距離が遠ざかることが指摘されています。さらに、社会教育の理念として重要な「地域コミュニティの形成と維持」についてですが、公民館は、地域住民が交流し、支え合う場として機能することで、地域コミュニティの形成と維持に寄与してきました。しかし、都市化の進展や地域コミュニティの希薄化により、公民館の利用者が減少し、その役割が十分に果たされていないケースがあります。

公民館と同様に、図書館や青少年教育施設などの社会教育施設の理念を改めて理解し、実践的内容を再確認する時期にきています。これらの施設が再び地域社会の中核として機能するため、施設の運営側と利用者側が一体となって、あるべき姿を築き上げるための取組が必要です。

これらの課題を解決するために、具体的な施策を提言していきます。

4. 提言「ウェルビーイングを高めるための具体的な施策」

(1) 地域の学びと実践の機会の提供

①生涯学習の推進

人生 100 年時代を迎え、個々のライフステージにおいて学び続けることが求められています。特に、リカレント教育（学び直し）やキャリア転換に対応する学習プログラム及び多様な学びを可能にする環境作りが急務です。社会教育施設は、社会教育の地域拠点として、各世代に多様で豊かな学びの機会を提供する役割を果たす必要があります。住民自身が中心となって地域コミュニティの人的基盤を支えていくためには、社会教育施設を拠点とする、コンパクトで密度の高い「学び」のまちづくりと、人を中心とする結びつきが、人口減少の時代に求められてくると考えます。また、知識や情報がネットワーク上で相互に連携し、個人に届く仕組みが整ってきていることから、オンライン学習の導入など、シニア層や働く世代に向け、受講に対する時間的な柔軟性を持たせたプログラムを充実させることが必要です。ただし、公民館で行うリカレント教育は「働くため」という狭義の概念にとらわれず、「幸せに生きるため」の学びとなるように、知識の習得やスキルアップ以上に、他者とのつながりや自己成長、生きがいといったウェルビーイングの土台を支える動機づけとなることが大切です。

②個別・最適な学びの提供

学びの提供にあたっては、人々の生活環境や年齢、ライフスタイルに応じて、個別・最適なプログラムを充実させることが重要です。社会教育施設は、地域住民のニーズを反映したカスタマイズ可能な学びの機会を提供し、多種多様な形態（グループ学習、個別学習、オンライン学習）を充実していく必要があります。特に、地域住民が自分

のペースで学べる場と機会を提供することが求められます。前橋市では、デジタルデバイド解消のためのスマホ講座が高齢者に人気があります。技術的な支援だけでなく、心理的な壁を取り除く工夫が必要となります。デジタルを目的ではなく手段として使えるようになると、多世代がデジタルを通してつながることができます。学生ボランティアや大学、企業やNPO等と連携を図りながら取り組むことで、更なる学びの機会が実現可能だと考えます。

(2) 多世代間の学び合い

①地域学校協働活動の充実

社会教育と学校教育の連携を強化することが、地域全体で学びの輪を広げる契機となります。特に、公民館や本庁管内にあるコミュニティセンターが、学校教育にも関わる場として機能し、地域の子どもたちから高齢者までが共に学び、支え合う「学びの共同体」を形成することで、地域の学びの拠点として機能します。

前橋市では、令和7年度より、市立の全ての小学校、中学校、特別支援学校がコミュニティ・スクールとなりました。公民館とコミュニティセンターの職員は、コミュニティ・スクールの委員として学校運営協議会に参加します。地域に詳しく、社会教育を提供する立場から適切な意見を伝えること、学校が授業や行事で地域の方の協力を必要とするときに適切な人材を紹介すること、公民館やコミュニティセンターの方針、主催する事業について、会議の中で地域住民や保護者、学校関係者に紹介したり、連携を図ったりする役割が委員となる公民館職員等に求められています。

上川淵公民館では、学校との連携が深まったことにより、明桜中学校吹奏楽部の提案から演奏会を開催し、周知等の事務的な負担を公民館職員が担うことで学校の負担を軽減し、地域の方々に中学生の学習の成果を発表する機会を与えました。また、部活動の地域移行の受け皿事業としての目的も果たしています。今後も連携を続けることにより、学内の他の部活動や教育課程への波及効果が期待できます。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し充実させるためにも、公民館とコミュニティセンターの職員は、学校と地域のつなぎ役（コーディネーター）としての役割を果たし、子どもたちの豊かな育ちや学びの充実を支援できる体制づくりを推進してもらいたいと考えます。

②世代をつなぐ学びの推進

多世代が集まり、互いに学び合い、助け合う場としての公民館の機能強化が重要です。例えば、高齢者が子どもたちに経験を伝える、若い世代が地域の課題に取り組む等、世代間での相互作用を促進するプログラムを効果的に展開していくことで、新しい発見や未来へ伝える知識が蓄積されます。

中央公民館では、60歳以上の市内在住者を対象とした4年制の高齢者教室「明寿大学」を開催しています。講座学習とクラブ学習を中心に学んでいます。その学生や、中央公民館の利用団体（自主学習グループ）の方が、小中学校の長期休業期間中に、

絵画教室や書初め教室、陶芸教室などの講師として活躍しています。

また、ビブリオバトル（知的書評合戦）が公民館で開催されており、様々な年代の方が集い、活発な論戦が交わされています。世代を超えて共通の話題は見つけにくいですが、「本」という共通のツールを媒介して参加者の中で自然に会話が生まれ、普段関わることのない人同士がつながることができます。

このような学びの循環やつながりづくりの取組を意識的に実施したり、ビブリオバトルについては、ブックフェスのイベントのひとつとして実施したりすることで、世代を超えた学びを提供する好事例となると考えます。

(3) 人権意識の向上

① 人権教育の充実

高齢者や障がいのある人、外国にルーツのある人や LGBTQ+などの権利が保障される社会を築くため、社会教育施設を活用した交流の機会と情報提供が求められます。地域住民に対し、多様性を尊重し、偏見や差別をなくすための対話の場をつくり、相互理解を深める取組が重要です。

群馬県では、「非認知能力専門家委員会」や「インクルーシブ教育推進有識者会議」などを開催し、県内各所で様々な取組を行っています。

公民館やコミュニティセンターでは、年間を通じ「手をつなぐ育成会」と共催し、作品の展示やパネルの展示等を行っています。また、人権標語や人権パネル展、館報への人権啓発のための記事の掲載などを行っています。

上川淵公民館では、他課と連携しウクライナ料理交流会を実施しています。ウクライナの料理づくり体験や上毛かるた体験などをとおして、地域住民とウクライナ人との交流の機会を創出しています。また、総社公民館では、公民館利用団体と協力し、群馬大学の留学生と交流事業を実施しています。

これらの取組は、人権教育の観点から、子どもたちだけではなく、全ての世代が注目していくべきものです。社会教育施設では、マイノリティの方々が安心して集まり、交流できる場を提供することが求められます。地域社会全体で多様性を尊重し、偏見や差別をなくすための努力を重ねること、地域社会全体で協力し、多様性を尊重する取組を進めることで、すべての人が安心して暮らせる社会を実現することができ、偏見や差別を減らし、より包摂性の実感が強い地域社会を築くことにつながると考えられます。

② 社会を大切に作る心の醸成

地域活動への参加やボランティア活動を通じて、住民が自ら地域社会に貢献する意識を高め、地域全体の絆を強化する活動の推進が不可欠です。

前橋市では、今年で 70 回目の開催となる「のびゆくこどものつどい」があります。「子どもの主体性を育む場」、「地域のつながりを深める場」として、昭和 27 年 5 月 5 日に「第 1 回前橋市のびゆくこどものつどい」が開催されてから、長い間地域に受

け継がれてきた大切な取組です。人間性豊かな青少年の育成を目指すとともに、地域・家庭・学校の連携・協働の大切さと、子どもたちを地域で育てるという気運を醸成することを趣旨とし、各地区の青少年健全育成会を中心に、子ども会育成団体、青少年育成推進員会、小中学校、小中学校 PTA 等の関係団体により構成した各地区実行委員会により実施しています。

子どもたちが楽しみながら、様々な世代の参加者と交流できるもの、子どもたちが運営へ参画し、子どもの主体性を育む機会を提供すること、中学生ボランティア等による運営補助や自主企画コーナなど、子どもたちの意見や要望を取り入れた企画・運営をすることで、世代間交流、地域のつながりを深める機会を提供しています。コロナ禍では暫く中止となっていましたが、令和5年度からは再開しています。役割を分担し、負担を減らすなどの改善を重ね、自分たちの地域を強く意識できる事業として今後も継続していただきたいと思います。

(4) 社会教育施設の役割強化

①適正な人員配置と業務の効率化

前橋市の11の公民館（中央、大胡、宮城、粕川、富士見を除く）は、市民サービスセンター機能を兼ね備えた行政施設となっています。これらの公民館は、証明書発行や公金収納業務のほか、一部の館ではマイナンバーカードの更新などの業務も追加されています。市民サービスセンター業務のウエイトが年々増加する一方で、嘱託など非正規職員の割合が増加しています。他方で、証明書のコンビニ発行など定例的な業務は外部化が進む中で、処理時間を要する相談業務は窓口職員に集中するなど、人員の削減も想定される中で、公民館職員の多忙による社会教育事業へのしわ寄せが懸念されています。

このような状況に対処するためには、社会教育施設、とりわけ市民サービスセンター業務を併任する公民館の職員に対して、業務の効率化と適切な人員配置が求められます。特に、社会教育事業の企画運営を担う社会教育主事及び社会教育士の配置や、サービスセンター業務に精通した職員の配置を前提に、継続反復的な業務の増加に対応する非常勤職員の追加が求められます。

社会教育主事及び社会教育士は、地域住民の学びを支援し、地域コミュニティの活性化を図る役割を担います。地域コミュニティの希薄化や子育て世代や介護が必要となる世代の孤立など、現代社会が抱える課題に対して、地域住民が協力して現状を共有し、次の一手とあるべき姿を考えるための「学びの場」を提供することが求められています。

第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理では、「すべての人のウェルビーイングにつながる地域コミュニティを支える社会教育人材のあり方」についてとりまとめています。社会教育の連携分野や担い手が多様化する中、社会教育行政が人々の学習活動の支援を通じて地域コミュニティの基盤を支えるうえで、社会教育人材には大きな役割が期待されています。社会教育主事及び社会教育士が地域の実情

に応じた学習機会を提供し、地域住民が主体的に学び、成長するための支援を行うことで、地域住民が自らの生活や地域社会に対する理解を深め、地域課題の解決に向けた行動を促進することが期待されています。

また、社会教育主事及び社会教育士は、学校、行政、NPO、企業など多様な分野と連携し、地域全体での協働を推進する役割も担います。社会教育施設に配置することで、地域における学びのネットワークが強化され、地域住民が互いに学び合い、支え合う仕組みを構築することができます。これにより、地域の人材拠点として機能し、地域住民のウェルビーイングを向上させることができるでしょう。

このように、社会教育主事及び社会教育士は、地域課題を分野横断的に捉えて解決しようとする見識や、学びのコーディネータとしての役割を果たしうる経験を体系的に積み重ねています。したがって、社会教育を所管する教育委員会で社会教育主事を発令することはもとより、地方行政当局（市長部局）でもスキルやノウハウを活かせる場面は多いと考えられます。社会教育士の積極的な登用や、有資格職員の適材適所への配属を進めることが、地域課題の解決に向けた有効な一手段となるでしょう。

②学びの拠点としての機能強化

社会教育施設は、地域コミュニティの中心として機能し、学びの場を提供するだけでなく、地域づくりや福祉の向上にも寄与します。これらの施設は、地域住民が共に学び、支え合う場として位置づけられ、その運営においては地域の声を反映させることが不可欠です。また、地域ごとの特色や課題に対応する学習内容を柔軟に設計し、住民の積極的な参加を促進することが肝要です。

前橋市においては、公民館に図書館分館が併設されているという他市に類を見ない特徴があります。この併設により、公民館での活動と図書館の資料利用が一体となり、地域住民がより充実した学びの機会を得ることができます。例えば、公民館で開催されるワークショップやセミナーの参加者が、図書館の豊富な資料を活用してさらに学びを深めることができたり、図書館の利用者が公民館のイベントに参加することで、地域コミュニティとのつながりを強化したりすることができます。

さらに前橋市には、児童文化センター、赤城少年自然の家、文学館、アーツ前橋などの多様な施設が存在し、社会教育を担いうる施設としてこれらが地域の強みとなっています。

前橋市児童文化センター（以下「センター」）は、「まえばしこども公園」に立地し、子どもたちの活動を含めた全国的にも珍しい総合的な社会教育施設です。『「学び」と「遊び」の活動交流拠点』を掲げ、多様で総合的な教育活動を展開していますが、その活動が学校の教育課程に関わる領域にも及ぶことから、社会教育施設としての認識が曖昧になることも指摘されています。

平成 24 年の全面改修以降、こども公園には多様な遊具や交通学習ゾーンが整備され、学校教育の一環としての「交通教室」や自由な遊びの場が提供されています。館内外には、読書や工作、自然とのふれあいを促す等のスペースが整備され、子どもたちの多様な学びと体験が実践されています。これらの活動は、幼児期から学齢期の子

どもたちを対象に、認知能力と非認知能力の両面を育むことを意図して計画されています。

また、プラネタリウムでは職員による生解説や自主制作番組が提供され、学校教育や社会教育の場として活用されています。園内には自然環境を活かしたビオトープや再生可能エネルギー設備も整備され、環境教育の実践の場となっています。ただ、これらの施設の維持管理には多大な労力と知見が必要であり、教育理念の実践が後回しになる懸念も抱えています。

センターでは長年にわたり、合唱団や発明クラブなどの自主的なクラブ活動が行われており、地域のボランティアや学生など多様な主体が教育活動を支えています。センターはこうした市民の教育力を活かし、社会教育の拠点としての役割を果たしています。

これらの施設が、各施設の理念に沿った取組を進めながら、社会教育をキーワードとして連携を深めることで、様々な学びを提供することが可能となります。これにより、地域住民が安心して学び、成長できる環境を整えることにつながり、地域全体のウェルビーイングの向上に寄与することや、社会教育施設で実施する体験活動を通じて、非認知能力の育成が促進されることなどが期待されます。

前橋市の「今ある強み」を活かした取組が、地域住民の学びと成長を支援し、地域課題解決の契機となることを切に望みます。

③前橋市立図書館新本館への期待

前橋市では、図書館本館施設の老朽化等により、「前橋市立図書館新本館基本構想・基本計画」が策定されました。全国的に図書館の建て替えが進む中、新館整備とともに利用者が大幅に増加した岐阜市にある「みんなの森・ぎふメディアコスモス」は、中央図書館を中核とし、市民活動交流センターや多文化交流プラザなどを併設した複合施設であり、地域住民が多様な活動を通じて交流し、学び合う場を提供しています。

前橋市の図書館新本館も、基本構想で掲げた「対話による多様な学びがある広場」というビジョン実現のため、基本方針に沿った施設整備とサービスを提供することで、多くの利用者が単に知識を深めるだけでなく、語り合い、学び合い、文化をつなぐための場として機能して欲しいと思います。

「語り合い」については、本との対話、自己との対話、他者との対話の実現に向けた取組として、子ども図書館との統合が予定されていますが、全世代にとって魅力のある場所となるよう、高齢者と子どもたちが共に学び合うプログラム、世代間の交流を促進するイベントや、高齢者が子どもたちに経験を伝えるワークショップの開催、若い世代が地域の課題に取り組むプロジェクトの実施などにより、世代を超えた「つながり」を強化できるものと考えます。

また、「学び合い」としては、市民が自主的に活動できる場として、市民団体やNPOとの連携を強化して地域課題の解決に向けた協働を促進することや、地域の資料を活用して地域の文化を発信するとともに、継承する場としての役割も期待されます。さらに、地域の歴史や文化に関する展示や、イベントの開催、地域のアーティストやク

リエイターの作品を展示するなどにより、自分たちの文化を再認識し、誇りを持てる場ともなり得るでしょう。

さらに、多文化共生に対する理解を深めるため、日本語教育や文化理解のプログラムを提供し、地域住民との交流の場としても必要な施設になると思われます。

立地予定地の中央広場一帯においては、商業施設はもとより学校等の教育施設や、文化施設との連携により、複合的な取組も可能となりますので、多くの人々が回遊し、文化をつなぐ場となるよう取組を進めていただきたいと思います。なお、施設整備にあたっては、乳幼児から高齢者までという年齢の幅だけでなく、性差や文化の違いなど多様な人々の利用を考慮し、利用者が快適に過ごせるよう様々な配慮も必要であると考えます。家庭環境や地理的状況、利用希望者の状況にかかわらず、公共交通機関によるアクセス性の向上に努めていただきたいと思います。

このように、前橋市の図書館新本館は21世紀の図書館として求められている「貸出型の図書館から滞在型の図書館へ」と変容しつつ、多くの市民が学び、交流し、文化を享受できる場を提供する場として地域全体のウェルビーイングを向上させることが期待されています。

おわりに

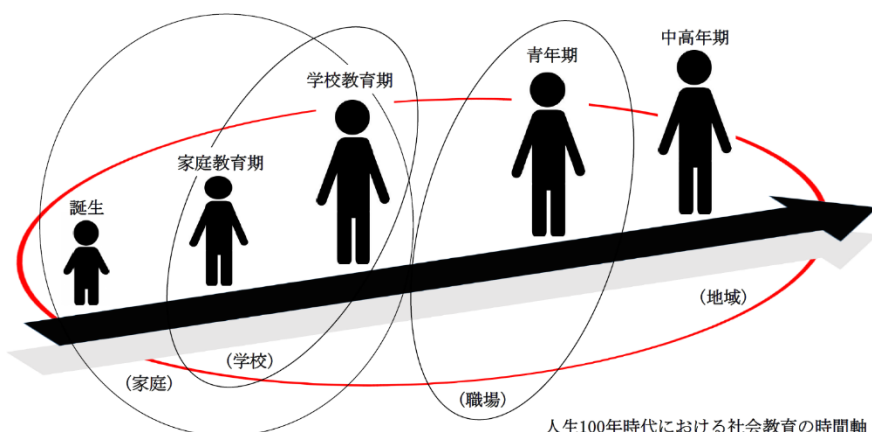
本提言では、社会教育がこれからの地域コミュニティを支えるために重要な役割を担っていることを明らかにしました。現代社会においては、個人のウェルビーイングと社会全体のウェルビーイングが相互に関係しながら好循環を生み出すことが求められており、そのような視点から新たな地域社会の形成に向けた課題と展望を整理することが、本提言の目的の一つです。

令和3年度の提言「新時代を拓く社会教育」では、学校教育と社会教育の境界が互いに染み出し、シームレスになりつつある状況が指摘されました。社会教育は「まじりあい」という感性を伴い、既存の枠組みにとらわれることなく柔軟に展開されることが求められています。こうした動向は、従来の「学校教育以外のすべての教育活動」という定義の再検討を促すものであり、社会教育の独自性と自立性を再評価する契機ともなっています。また、第4期教育振興基本計画では、社会教育を「地域コミュニティを支える教育活動」として位置づけ、その推進が教育政策の目標として掲げられました。これにより、社会教育は独立した行政領域としての展開が期待され、実践の現場でも新たな局面を迎えつつあります。

今回の提言では、人生100年時代における「ウェルビーイングを高めるための具体的な施策」として、「学びの機会の提供」や「多世代間の学び合い」などの内容に加え、「社会教育施設の役割強化」にも言及しました。聞き取り調査を通じて、現場で活動する職員や市民の皆さまの実践的な理念や熱意に触れられたことは、今後の社会教育の可能性を考える上で大きな示唆となりました。この場を借りて感謝申し上げます。

「100年時代における社会教育」は、人間が生きていくすべての過程において、社会教育の展開が必要であることを示唆しています。学校等の教育施設、児童文化センター等の青少年施設、公民館、図書館など、「社会教育施設」という枠組みにとどまらず、シームレスにつながれた「場」において、ウェルビーイングを高めるための「社会教育の横串」が通されることを願っております。

こうした取組をより確かなものとしていくためには、社会教育の将来像を共有できるような展望（ビジョン）を描くことが望まれます。中長期的な視点から社会教育の価値や意義を見つめ直し、その姿を丁寧に言語化・可視化していくことで、関係者間の共通理解が深まり、施策の一貫性と継続性が高まることが期待されます。今後は、こうしたビジョンをもとに、政策と実践が相互に補完し合いながら、社会教育のさらなる発展が図られることを期待いたします。



資料

令和3年度・4年度 前橋市社会教育委員名簿（委嘱当時の団体名・役職）

No	氏名	団体名・役職	区分
1	土田 かほる	前橋市小中学校校長会 新田小学校長	学校教育
2	清水 和夫	前橋市文化協会 会長	社会教育
3	小川 晶	公益社団法人前橋青年会議所 副理事長兼資格担当	社会教育
4	関 浩子	前橋市国際交流協会 事務局員	社会教育
5	荻原 遥	群馬大学 共同教育学部 学生	社会教育
6	村井 裕佳	前橋市PTA連合会前家庭教育委員長	家庭教育
7	大森 昭生	共愛学園前橋国際大学 学長	学識経験
8	森谷 健	群馬大学 名誉教授	学識経験
9	佐藤 博之	前橋市 元教育長	学識経験
10	宮内 洋	群馬県立女子大学 文学部教授	学識経験
11	奈良 望	公募委員	公募
12	山田 千菜	公募委員	公募

令和5年度・6年度 前橋市社会教育委員名簿（委嘱当時の団体名・役職）

No	氏名	団体名・役職	区分
1	土田 かほる	前橋市小中学校校長会 新田小学校長	学校教育
2	佐藤 博之	前橋市文化協会 会長	社会教育
3	篠田 賢司	公益社団法人前橋青年会議所 副理事	社会教育
4	間々田 久渚	一般社団法人ハレルワ 代表理事	社会教育
5	栗木 佳香	NPO教育支援協会北関東 事業統括部長	社会教育
6	阿久澤 麻実	前橋市PTA連合会 前家庭教育代表幹事委員長	家庭教育
7	宮内 洋	群馬県立女子大学 文学部教授	学識経験
8	森谷 健	国立大学法人群馬大学 名誉教授	学識経験
9	結城 恵	国立大学法人群馬大学 大学教育・学生支援機構 教授	学識経験
10	張 信愛	共愛学園前橋国際大学国際社会学部児童教育コース専任講師	学識経験
11	西谷 泉	公募委員	公募
12	大畠 聡	公募委員	公募

令和3年度～令和6年度 前橋市社会教育委員会 会議日程

年度	回	期日	協議等の内容
令和3年度	第1回	令和3年7月19日(月)	教育振興基本計画及び教育行政方針について コロナ禍における公民館活動の現状 提出した提言の説明今後の取組について
	第2回		コロナの為中止
	第3回	令和3年12月23日(金)	子どもたちの現状 全国学力・学習状況調査 のびゆくこどものつどい 高校生学習室の説明
	第4回		コロナの為中止
令和4年度	第1回	令和4年7月4日(月)	前橋市高校生学習室の利用状況について
	第2回	令和4年9月12日(月)	青少年育成事業団の取組について
	第3回	令和4年12月12日(月)	前橋市の児童生徒の現状及び業務内容、取組について (教育長より諮問)
	第4回	令和5年3月6日(月)	グループ協議 社会教育とオンライン、情報化社会について
令和5年度	第1回	令和5年7月10日(月)	教育振興基本計画の説明第3期前橋市教育振興基本計画について 令和4年度までの取組
	第2回	令和5年10月11日(水)	講演会及び鼎談
	第3回	令和5年12月4日(水)	公民館事業の現状と課題 人権教育・啓発の取組
	第4回	令和6年3月15日(金)	図書館新本館基本構想・基本計画について 提言の提出にむけて
令和6年度	第1回	令和6年7月8日(月)	提言の提出にむけてのグループワーク 社会教育全般について
	第2回	令和6年9月18日(水)	提言の提出にむけてのグループワーク 学校運営協議会・コミュニティセンター・公民館運営審議会
	第3回	令和6年12月16日(月)	提言の提出にむけてのグループワーク 人生100年時代の学び
	第4回	令和7年3月19日(水)	提言の提出にむけて 意見交換
臨時会を2回開催（令和7年4月30日（水）と令和7年5月23日（金）） 議長、副議長、事務局で提言書の内容についての協議、意見交換。			

